重　要　事　項　説　明　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に対する居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生省令（平成11年厚生省令第38号）第４条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

１　事業の目的

介護保険法の定めるところにより、利用者の方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

利用者に提供される居宅サービス等は特定の種類や特定の居宅サービス事業所に偏ることなく、公正中立に行われるよう努めます。

２　ご利用事業所

事業所の名称	小平町指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	留萌郡小平町字小平町２１６番地
管理者の氏名	工藤　理恵子
電話番号	０１６４－５６－２１１１
フアックス番号	０１６４－５６－２１１０
指定事業所番号	北海道０１７６４００１８２
通常の事業実施地域	小平町内区域

３　営業日

営業日	月曜日～金曜日 土曜日・日曜日・祝祭日休み、１２月３１日～1月５日休み
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分

４　職員の体制

従事者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者	1	介護福祉士.　主任介護支援専門員	常勤・兼務
介護支援専門員	1	介護福祉士.　主任介護支援専門員	常勤・兼務

５　提供するサービス内容

(1)　要介護認定の申請代行

要介護更新認定及び要介護状態区分の変更の認定を含む。

(2)　居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画作成の手順は次のとおりです

・ご自宅を訪問し、あなたや家族からお話を伺います。

・あなたの了解を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。

・介護支援専門員を中心にサービス担当会議を開いて検討します。

・居宅サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し、了解を得ます。

・居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかにサービス事業者等と調整を行うなど必要な支援を行います。

(3)　居宅サービス計画に位置付けたサービス

当事業所の居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりとなっています。

(4)　給付管理票の作成・提出

居宅サービスの提供状況について、電話・訪問等により把握し、給付管理表の作成・提出を行います。

6　利用料

利用料	要介護又は要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、利用者の負担はありません。 ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヵ月につき要介護度に応じお支払いただきます。 この場合、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

7　秘密の保持

居宅介護支援サービスの提供にあたって知り得た利用者及び家族の情報は、硬く保持します。なお、サービス担当者会議等において利用者及び家族の情報を提供する場合は、あらかじめ同意をいただきます。

8　解約

利用者は、当事業所が行う居宅介護支援サービスについて、正当な理由がある場合に限り解約することができます。なお、その際解約料はいただきません。

9　苦情・ハラスメント相談窓口

居宅介護支援サービス及び居宅サービス計画に基づき提供されているサービスについて苦情やご相談は、次の窓口で承ります。

また、ハラスメント事案が発生した場合には発生状況の把握に努め、再発防止対策を検討し、必要な措置を講じます。

居宅介護支援事所 苦情・相談窓口	住　　所　留萌郡小平町字小平町２１６番地 電　話　番　号　０１６４－５６－２１１１ フアックス番号　０１６４－５６－２１１０ 介護支援専門員　工藤　理恵子 対　応　時　間　午前８時３０分～午後５時１５分

次の機関でも苦情申出等ができます。

小平町役場 介護保険相談窓口	住　　所　留萌郡小平町字小平町２１６番地 電　話　番　号　０１６４－５６－２１１１ フアックス番号　０１６４－５６－２１１０ 対　応　時　間　午前８時３０分～午後５時１５分
北海道国民健康 保険団体連合会	住　　所　札幌市中央区南２条西 14 丁目 電　話　番　号　０１１－２３１－５１６１ フアックス番号　０１１－２３３－２１７８ 対　応　時　間　午前９時００分～午後５時００分

10　事故発生時の対応

指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11　損害賠償

当事業所が行う居宅介護支援サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者又は家族に損害が発生した場合は、その損害を賠償します。

12　虐待防止及び身体拘束廃止のための取り組み

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

・定期的に虐待防止委員会を開催します。
・高齢者虐待防止のための指針を整備します。
・緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

虐待防止等に関する担当者	管理者　　工藤　理恵子

13　業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害の発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14　感染症の予防及びまん延防止のための取り組み

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

・定期的に感染対策委員会を開催します。

・感染症及びまん延防止のための指針を整備します。

・感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

感染症防止に関する担当者	管理者　　工藤　理恵子

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明致しました。

令和　　年　　月　　日

所在地　留萌郡小平町字小平町２１６番地

事業者　名　称　小平町指定居宅介護支援事業所

説明者　介護支援専門員　　工藤　理恵子　印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

住　所

利用者

氏　名　　印

住　所

代理人　氏　名　　印

続　柄